

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

:令和6年4月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

二 (削除)

- ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

Ⅰ 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務経緯計画未 策定減算	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算		(1月につき +200単位)							
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき +3単位)							
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき +4単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき +44単位)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき +36単位)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1回につき +12単位)							
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×58/1000)							
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×42/1000)							
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×23/1000)							
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×21/1000)							
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×15/1000)							
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計							

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務経緯計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
~~-〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100~~

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注												
		定看護師の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(Ⅱ)	特別管理加算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合											
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	-5単位											
	(2) 30分未満																							
	(3) 30分以上1時間未満																							
	(4) 1時間以上1時間30分未満																							
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (283単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は50/100																							
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	×90/100									1月につき +315単位													
	(2) 30分未満																							
	(3) 30分以上1時間未満																							
	(4) 1時間以上1時間30分未満																							
ハ 初回加算		(1月につき +300単位)																						
ニ 通院時共同指導加算		(1回につき +600単位)																						
ホ 看護体制強化加算		(1月につき +100単位)																						
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき +6単位)																						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき +3単位)																						

：「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に依る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合	
イ 介護予防訪問リハビリテーション	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	-50単位	-5単位
	介護老人保健施設の場合								
	介護医療院の場合								
ロ 事業所評価加算		(1月につき 120単位を加算)							
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき +6単位)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき +3単位)							
：「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定の単位数を算入									

：「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
			特別地域介護予防 居宅療養管理指導 加算	中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 医師が行う場合 （月2回を限度）	(1) 介護予防居宅療養 管理指導費（Ⅰ） （（2）以外）	（一） 単→建物居住者1人に対して行う 場合 （514単位）	+15/100	+10/100	+5/100
		（二） 単→建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 （486単位）			
		（三） （一）及び（二）以外の場合 （445単位）			
	(2) 介護予防居宅療養 管理指導費（Ⅱ） （在宅時医療総合 管理料又は特定施設 入居指導等協会の 管理料を算定する 場合）	（一） 単→建物居住者41人に対して行う 場合 （298単位）			
		（二） 単→建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 （286単位）			
		（三） （一）及び（二）以外の場合 （259単位）			
ロ 歯科医師が行う場合 （月2回を限度）	（1） 単→建物居住者1人に対して行う場合 （516単位）				
	（2） 単→建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （486単位）				
	（3） （1）及び（2）以外の場合 （440単位）				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 （月2回を限度）	（一） 単→建物居住者1人に対して行う 場合 （565単位）	+100単位		
		（二） 単→建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 （416単位）			
		（三） （一）及び（二）以外の場合 （379単位）			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 （月4回を限度）	（一） 単→建物居住者1人に対して行う 場合 （517単位）			
		（二） 単→建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 （378単位）			
		（三） （一）及び（二）以外の場合 （341単位）			
（四） 情報通信技術を用いて行う場合 （月1回を限度） （45単位）					
ニ 管理栄養士 が行う場合 （月2回を限度）	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	（一） 単→建物居住者1人に対して行う 場合 （544単位）	+15/100	+10/100	+5/100
		（二） 単→建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 （486単位）			
		（三） （一）及び（二）以外の場合 （443単位）			
	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	（一） 単→建物居住者1人に対して行う 場合 （524単位）			
		（二） 単→建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 （466単位）			
		（三） （一）及び（二）以外の場合 （423単位）			
ホ 歯科衛生士等 が行う場合 （月4回を限度）	（1） 単→建物居住者1人に対して行う場合 （361単位）				
	（2） 単→建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （325単位）				
	（3） （1）及び（2）以外の場合 （294単位）				

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注		注	注	注	注	注
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行った場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	+240単位	-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1						-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
	介護医療院の場合	要支援1						-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
ロ 運動器機能向上加算			(1月につき 225単位を加算)						
ハ 栄養アセスメント加算			(1月につき 50単位を加算)						
ニ 栄養改善加算			(1月につき 200単位を加算)						
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))								
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		(1月につき 150単位を加算)						
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		(1月につき 160単位を加算)						
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	(1月につき 480単位を加算)						
		運動器機能向上及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)						
		栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)						
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 700単位を加算)						
チ 事業所評価加算			(1月につき 120単位を加算)						
リ 科学的介護推進体制加算			(1月につき 40単位を加算)						
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	(1月につき 88単位を加算)						
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	(1月につき 72単位を加算)						
		要支援2	(1月につき 144単位を加算)						
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	(1月につき 24単位を加算)						
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)						
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×47/1000)						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×34/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×19/1000)						
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×20/1000)						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×17/1000)						
ワ 介護職員等ベースアップ等支援加算			(1月につき +所定単位×10/1000)						

注
所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

① 労働時間短縮事業推進費については令和7年度分144万円減額
 ② 産業訓練計画策定費については、高度人材の育成及び人材の防止のための人材の整備及び産業実業に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
 ③ 介護職員処遇改善加算、介護職員処遇改善追加加算及び介護職員等ベースアップ等支給加算については、令和6年3月31日まで算定可能。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注		
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (530 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援2 (666 単位)											
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (549 単位)											
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要支援2 (684 単位)											
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (589 単位)											
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援2 (747 単位)											
		g 診療所介護予防短期入所療養介護費(vii) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (623 単位)											
		h 診療所介護予防短期入所療養介護費(viii) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援2 (780 単位)											
		i 診療所介護予防短期入所療養介護費(ix) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (612 単位)											
		j 診療所介護予防短期入所療養介護費(x) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援2 (769 単位)											
		(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>											要支援1 (471 単位)
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (588 単位)											
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (616 単位)	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位		
	要支援2 (775 単位)													
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (643 単位)												
	要支援2 (804 単位)													
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (634 単位)												
	要支援2 (793 単位)													
	(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (616 単位)												
	要支援2 (775 単位)													
	(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (643 単位)												
	要支援2 (804 単位)													
	(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (634 単位)												
	要支援2 (793 単位)													
(3) 口腔機能強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))														
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))														
(5) 認知症専門ケア加算 (1日につき 3単位を加算)														
(6) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)														
(7) 特定診療費														
(8) 生産性向上推進体制加算 (1月につき 100単位を加算)														
(9) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)														
(10) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)														
(11) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)														
(12) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)														
(13) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)														
(14) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)														
(15) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)														
(16) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)														
(17) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)														
(18) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×5/1000)														

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、高リスクの予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

[illegible]

9 介護予防福祉用具貸与費

[illegible]

：「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100			
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)				+15/100	+10/100	+5/100
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+300単位)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。